

## 橋本広大君学位請求論文審査報告

課す犯罪化義務とテロ等準備罪をめぐつて——法学政治  
学論究一一七号〔二〇一八年〕一七一～二〇六頁、「改正  
組織的犯罪处罚法における『犯罪収益』概念とその前提犯  
罪に関する考察」法学政治学論究一一九号〔二〇一八年〕  
三七三～四〇六頁)を基礎としつつ、さらに大幅な書下ろ  
しを加えたものであり、論文末尾掲載の資料を含めると約  
二五万字に及ぶものである。

一 橋本広大君が提出した博士学位請求論文は、四年間にわたる本塾大学院法学研究科後期博士課程での研究の集成として書かれた「国際組織犯罪対策における刑事規制——イギリスとの比較法的検討」である(以下、これを「本論文」と呼ぶ)。本論文は、法学政治学論究誌上に発表した五編の論文(「イギリスにおけるコモン・ロー上  
の独立教唆罪の検討」法学政治学論究一一一號〔二〇一六年〕二七三～三〇四頁、「イギリスにおける制定法上の共謀罪の検討」法学政治学論究一一四號〔二〇一七年〕九五  
～一二八頁、「組織的犯罪处罚法における『犯罪収益』概念について——テロ等準備罪新設に係る二条二項五号の検討——」法学政治学論究一一六號〔二〇一八年〕二一一～二四三頁、「いわゆる『外国人テロ戦闘員(FTF)』問題への刑法的対応の検討——国連安保理決議第二二七八号の

## 序章 本稿の検討課題

## 一 はじめに

(一) 国際組織犯罪対策における刑事規制

## (二) 本稿の検討課題

(三) イギリスを比較法の対象とする意義

## 二 本稿の概要と位置づけ

## (一) 本稿の概要

(二) 本稿と先行研究との関係

## 第一部 处罰の早期化

第一章 イギリスにおけるコモン・ロー上の独立教唆罪  
の検討

## 一 はじめに

- 一 イギリスにおける未完成犯罪の概要  
(一) 概 説  
(二) 未遂罪  
(三) 二〇〇七年重大犯罪法の定める帮助及び奖励の罪  
(四) 共謀罪  
三 コモン・ロー上の独立教唆罪  
四 検 討  
(一) 客觀的要件 (actus reus)  
(二) 主觀的要件 (mens rea)  
(三) 一九八九年刑法典草案  
五 本章のまとめ
- 第二章 イギリスにおける制定法上の共謀罪の検討  
一 はじめに  
二 イギリスにおける制定法上の共謀罪  
(一) 総 説
- 第三章 イギリスにおけるコモン・ロー上の共謀罪の検討  
一 はじめに  
二 イギリスにおけるコモン・ロー上の共謀罪を論
- 四 検 討  
(一) 法律委員会第三〇〇号報告書による指摘  
(二) コモン・ロー上の独立教唆罪と他の未完成犯罪の類型との関係  
(三) 小 括
- 五 本章のまとめ
- 一 はじめに  
二 イギリスにおける未完成犯罪の概要  
(一) 総 説
- 三 一九七七年刑事法律法の制定過程  
(一) 総 説  
(二) 法律委員会第七六号報告書の概要  
(三) 学説による批判  
(四) 小 括
- 四 検 討  
(一) 制定法上の共謀罪と他の未完成犯罪の類型との関係  
(二) 共謀罪の处罚根拠  
(三) 共謀罪とテロ対策  
(四) 合意段階で共謀罪が成立するとの意義と处罚の実態  
(五) 共謀罪と実体犯罪の関係  
(六) 合意後の離脱と共謀罪の成否
- 五 本章のまとめ

じる意義

(二) 犯罪化義務

- 一 コモン・ロー上の共謀罪をめぐる議論状況  
(二) 検討の手順

- 三 私戦予備・陰謀罪およびテロ資金提供処罰法上の罪による対応

- 一 一九七七年刑事法制定以前の共謀罪  
(二) 法律委員会第七六号報告書における検討  
(三) コモン・ロー上の犯罪としての詐欺の共謀罪

- 四 (一) 総説——国会における議論——  
(二) 渡航禁止類型  
(三) 渡航資金提供禁止類型  
(四) 渡航に対する便宜供与等の禁止類型  
(五) 小括

- 二〇〇六年詐欺罪法との関係

- 三 (一) 詐欺の共謀罪の要件  
(二) 詐欺の共謀罪をめぐる議論状況

- 四 (一) 総説  
(二) テロ等準備罪新設以後の刑事規制

- 四 本章のまとめ

第四章 いわゆる「外国人テロ戦闘員（FTF）」問題

の刑事規制の検討

- 国連安保理決議第二一七八号の課す犯罪化義務とテロ等準備罪をめぐって——

一 問題の所在

(一) 外国人テロ戦闘員（FTF）

(二) 国連安保理決議第二一七八号

一 国連安保理決議第二一七八号の課す犯罪化義務

(一) 国連安保理決議の法的拘束力

第五章 早期処罰に係る日本法の現状と課題

- 一 はじめに  
二 日本法の現状

五 本章のまとめ

第五章 早期処罰に係る日本法の現状と課題

の刑事規制の課題

一 はじめに  
二 独立教唆

三 独立幫助

四 予備

五 隠謀・共謀

六 テロ等準備罪

## 三 日本法の課題

(一) イギリス法からみたテロ等準備罪

(二) 総括

第二部 犯罪収益規制と組織的犯罪処罰法二〇一七年改正

第一章 改正組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」概要

念とその前提犯罪に関する検討

一 はじめに

二 問題の所在

三 組織的犯罪処罰法二〇一七年改正の概要

(一) 総説

(二) 組織的犯罪処罰法二〇一七年改正の概要

要

(三) 國際組織犯罪防止条約との関係

四 検討

(一) 総説

(二) 組織的犯罪処罰法二〇一七年改正の概要

(三) 過失犯と犯罪収益

(四) 過失犯と「財産上の不正な利益を得る目的」要件との関係

五 小括と若干の検討

(五) 小括と若干の検討

## 五 本章のまとめ

第二章 組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」概念について

—テロ等準備罪新設に係る二条二項五号の検討—

—テロ等準備罪新設に係る二条二項五号の検討—

—テロ等準備罪新設に係る二条二項五号の検討—

一 はじめに

二 問題の所在

三 國際組織犯罪防止条約との関係

(一) 総説

(二) 二〇一七年改正前の組織的犯罪処罰法における犯罪収益規制

(三) 國際組織犯罪防止条約の規定する犯罪化義務

(四) 法制審議会における議論

(五) 小括

四 最高裁平成一五年判決との関係

(一) 総説

(二) 事案の概要

(三) 裁判所の判断

(四) 小括

五 検討

(一) 組織的犯罪処罰法二〇一七年改正の概要

- (二) 五号類型に固有の領域
- (三) 五号類型新設の意義
- 六 本章のまとめ
- 第三章 イギリスにおける刑事没収と共謀罪の関係についての検討
- 一 はじめに
- (一) 犯罪収益規制と早期処罰の交錯領域
- (二) 刑罰的性格を有しない犯罪収益はく奪制度
- (三) 問題の所在
- 一 イギリスにおける犯罪収益規制と刑事没収
- (一) 総 説
- (二) 刑事没収 (criminal confiscation) と没収 (forfeiture)
- 〔1〕 11001年犯罪収益法制定に至る経緯  
〔2〕 11001年犯罪収益法上の刑事没収
- (一) 総 説
- (二) 犯罪生活 (criminal lifestyle)
- (三) 犯罪行為 (criminal conduct) による利益 (benefit)
- (四) 回復可能額 (recoverable amount) の算定
- (五) 入手可能額 (available amount) の算定
- (六) 没収命令 (confiscation order)
- (七) 小 括
- 四 犯罪生活の推定規定
- (一) 刑事没収の趣旨との関係
- (二) 欧州人権保護条約との関係
- (三) 共謀罪との関係
- 五 刑事没収をめぐる最近の動向
- 六 本章のまとめ
- おわりに
- 二 本論文は、問題意識を提示する序章、イギリス（イングランドおよびウェールズ）を比較法の対象としつつ、主にイギリスの共謀罪 (conspiracy) や日本のテロ等準備罪を素材に処罰の早期化について論じる第一部、および同じくイギリスを比較法の対象としつつ、特に日本の組織的犯罪処罰法11017年改正に焦点をあてて犯罪収益規制について検討する第二部からなる。その概要は以下のとおりである。
- 1 「序章」では、まず、グローバリゼーションの進展による国際組織犯罪（薬物の不正取引、人身取引、資金洗浄等）の脅威の深刻化を受けて、近年、多国間条約をはじ

めとする国際約束等により各国内における刑事規制を標準化する動きがあることが確認されている。著者によれば、国際組織犯罪対策において重要なのは、犯罪組織の活動範囲の拡大に対して一部の国の刑事司法が十分な対応を怠ることによって生じる刑事規制の空隙（ループホール）の出現防止だとして、上記のような標準化の動きには意義があるとする。他方で、国際的な刑事規制の標準化においては、各国に対し、処罰時期の大幅な早期化や犯罪収益の広範なはく奪を可能とする制度の導入などが要求される傾向があり、伝統的な刑法の原理・原則との整合性が問題となりうる場面があることを指摘する。そのため、標準化の要請を満たすための国内立法等においては、国際組織犯罪対策のための刑事立法の国際動向を理解した上で、刑法の原理・原則との関係での程度までの処罰範囲の拡大が許容可能かを検討する必要があるが、そのための学問的な下支えとなるべき基礎研究が日本では不足していると著者は主張する。そして、国際組織犯罪防止条約の義務履行のためのテロ等準備罪新設をめぐる議論の混乱は、その一つのあらわれであったとする。以上のような問題意識に基づき、特に、処罰の早期化（第一部）および犯罪収益規制（第二部）について、比較法的な基礎研究をすることの意義が説かれて

いる。

また、比較法の対象国をイギリスにした理由として、コモン・ロー上の犯罪であった共謀罪を制定法化する際の立法資料が豊富に存在し、共謀罪の処罰根拠論や要件論に関する議論を参照することが可能であること、犯罪収益の没収について独特の推定規定を有することなどが挙げられて

2 第一部「処罰の早期化」の第一章「イギリスにおけるコモン・ロー上の独立教唆罪の検討」では、イギリスにおける未完成犯罪、とりわけ共謀罪をめぐる議論の前状況を確認するために、コモン・ロー上の独立教唆罪について詳細な紹介がされている。同罪は、教唆者が、他の者に犯罪実行を教唆し、かつ、その被教唆者が教唆の内容たる犯罪行為をその主觀的要件を備えて実行するであろうと意図し、または信じる場合に成立する犯罪であったことが明らかにされている。その上で、コモン・ロー上の独立教唆罪を廃止した二〇〇七年重大犯罪法（Serious Crime Act 2007）の制定過程において、同罪の問題点として、独立帮助罪ともいるべき類型の不存在による処罰の間隙のおそれについての指摘と、そのことが共謀罪の不當に広範な適用にもつながったとする指摘が法律委員会によりなされてい

たことが確認されている。

第二章「イギリスにおける制定法上の共謀罪の検討」では、イギリスにおける制定法上の共謀罪について、その要件解釈をめぐる議論および制定経緯の客観的紹介が、法律委員会の報告書および代表的な判例・学説を参照しつつ、行われている。具体的には、要件解釈論との関係では、①共謀罪の客観的要件としての複数人による犯罪実行の合意、

②合意の対象となる行為の限定、③主観的要件としての意図についての解釈をめぐる判例・学説が紹介・検討されている。また、犯罪実行の合意により共謀罪が成立すれば、その後の犯行からの離脱は同罪の成否に影響を及ぼさないこと、共謀罪成立後に合意対象であった犯罪が現に遂行された場合にも、共謀罪は遂行された犯罪とは別個独立に成立すると解されている。

制定経緯との関係では、共謀罪の处罚根拠は複数人による犯罪実行の合意それ自体の危険性に求められることが、制定過程における議論から明らかにされている。その一方で、なぜ共謀罪だけが他の未完成犯罪よりも早く合意段階での处罚を許容するのか、すなわち、なぜ複数人による合意は单独犯による犯罪実行の決意よりも危険性が大きいといえるのか、といった指摘が現在に至るまで絶えず共謀罪

に向かっていることも紹介されている。また、近年では、新たに、共謀段階での处罚がテロ対策に有効であるということが共謀罪の意義を支持する文脈で論じられていることを指摘している。

第三章「イギリスにおけるコモン・ロー上の共謀罪の検討」では、イギリスにおけるコモン・ロー上の共謀罪について、まず、犯罪の実行に限らず、何らかの意味で不法な行為の実行を複数人で合意した場合に成立する犯罪であることが確認されている。同罪は原則として一九七七年刑法により廃止されたが、わずかに残された類型に含まれる詐欺の共謀罪に限っては、いまだ重要な意義を有していることも確認されている。そこでは、現在のイギリスにおける詐欺罪についての重要な制定法である二〇〇六年詐欺罪法 (Fraud Act 2006)との関係や、同法が制定された現在においてもなおコモン・ロー上の犯罪としての詐欺の共謀罪による対処のみが可能な固有の領域があることなどが詳細に明らかにされている。具体的には、二〇〇六年詐欺罪法上の詐欺罪に該当する行為の合意がある場合においては、制定法上の共謀罪の要件は満たさないが、詐欺の共謀罪の要件はみたすとき（すなわち、その実行が合意関与者のいずれかの者によることが意図されていたことが立証

できなかつたとき等）があることが指摘されている。また、何らの犯罪に該当しない行為の実行の合意ではあるが、それでもなおその合意が詐欺の共謀罪として处罚されるべきだとされる場合があることなども紹介されている。このように、著者は、制定法上の共謀罪との関係をも検討することで、イギリスにおける共謀罪の全体像を詳細に明らかにしている。

第四章「いわゆる『外国人テロ戦闘員（FTF）』問題の刑事規制の検討——国連安保理決議第二一七八号の課す犯罪化義務とテロ等準備罪をめぐつて——」では、イギリスとの比較法的検討を一旦離れ、近年の国際テロ情勢をめぐる重要な問題の一つである外国人テロ戦闘員（Foreign Terrorist Fighters [FTF]）問題、および同問題についての犯罪化義務を課す国連安保理決議第二一七八号を素材に、テロ等準備罪の有するテロ対策との関係での意義、および处罚の早期化に与える意義について検討が加えられている。そこでは、まず、上記犯罪化義務の履行に關係しうる規定として、既に、刑法典上の私戦予備および陰謀罪、ならびにテロ資金提供处罚法上の罪があることが明らかにされている。その上で、テロ等準備罪の対象犯罪にはテロ資金提供处罚法上の罪が含まれているため、それらの罪について

はその計画段階もまた、テロ等準備罪の要件を充足する限りにおいて处罚の対象となることが確認されている。著者は、同罪の新設により早期の处罚が可能な範囲が拡大したことで、安保理決議の課す犯罪化義務との関係でより手厚い対応が可能となつたことを指摘し、テロ等準備罪がテロ対策に資すると思われる一場面があると考えられることを本章で明らかにしている。

第五章「早期处罚に係る日本法の現状と課題」では、著者は、日本における早期处罚に係る規定、すなわち、独立教唆、独立帮助、予備、陰謀・共謀の現状を素描した上で、テロ等準備罪の新設が現状との関係で有する意義を確認し、さらに、イギリス法の観点から日本法の課題を指摘した。そこでは、早期处罚に係る日本法全体について、新設されたテロ等準備罪により处罚可能となつた範囲を含めて考えたとしても、イギリス法の観点からみれば依然として断片的であり、かつ、早期处罚に係る犯罪類型が国際組織犯罪やテロ対策との関係でどのように活用可能なのかについての検討が十分には進んでいないことが指摘されている。その上で、著者は、刑事規制に関する事項を盛り込んだ国際約束等のあり方や、国際組織犯罪およびテロの実態など、国際組織犯罪対策における刑事規制をめぐる国際的な動向

は今後も変化していくものであり、各国に求められる刑事規制のあり方もそれに応じて変化していくことが求められると指摘する。そのことから、国際組織犯罪対策における刑事規制との関係で处罚の早期化について検討を続ける必要があることが確認され、第一部の総括がなされている。

3 第二部「犯罪収益規制と組織的犯罪处罚法二〇一七年改正」の第一章「改正組織的犯罪处罚法における『犯罪収益』概念とその前提犯罪に関する検討」では、まず、組織的犯罪处罚法二〇一七年改正により加えられた変更点のうち、同法二条二項一号の改正について確認されている。すなわち、組織的犯罪处罚法上の犯罪収益の前提犯罪が、それまでの別表形式から、法定刑の長期が四年以上である罪を包括的に含む規定ぶりへと変更されたことで前提犯罪の範囲が拡大したこと、当該変更は国際組織犯罪防止条約上の義務に対応するものであったことである。そして、著者は、特に過失犯が前提犯罪に含まれたことに着目し、法定刑の長期が四年以上であるすべての罪が前提犯罪に含まれたことが犯罪収益規制に与える影響について明らかにしている。また、組織的犯罪处罚法においては前提犯罪が「財産上の不正な利益を得る目的」でなされたことが求められているところ、同目的要件が正面から問題となつた事

例はこれまでなかつたが、過失犯が前提犯罪に含まれたこととの関係から同目的要件の意義についても検討を加え、想定事例等もあげつつ同目的要件の持ちうる機能を明らかにしている。

第二章「組織的犯罪处罚法における『犯罪収益』概念について——テロ等準備罪新設に係る二条二項五号の検討——」では、組織的犯罪处罚法二〇一七年改正が、犯罪収益の定義に関する同法二条二項に五号類型を新設し、テロ等準備罪の「犯罪行為である計画をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産」を同法上の犯罪収益に加えた意義について論じている。具体的には、同法二条二項一号類型（生成財産、取得財産、報酬財産）との関係を詳細に論じ、五号類型によってのみ捕捉される犯罪収益の範囲を明らかにする試みがなされている。また、法制審議会刑事法（国連国際組織犯罪条約関係）部会における審議の経緯から、「資金として」という文言が、犯行のための凶器等を除外するといった制限的解釈の根拠となりうることを指摘し、同規定の解釈の指針を提示している。

第三章「イギリスにおける刑事没収と共謀罪の関係についての検討」では、イギリスにおける犯罪収益規制と早期

処罰の交錯領域について、二〇〇二年犯罪収益法 (Proceeds of Crime Act 2002) 上の刑事没収制度における犯罪生活の推定規定に特に焦点をあてて検討が行われている。共謀罪との関係では、同推定規定の活用により犯罪収益を広範に捕捉可能な場合があることが確認された上で、共謀罪と犯罪収益規制とが相互に関連づけられて機能する場面があることが明らかにされている。

以上が本論文の概要である。

### 三 以下では、本論文に対する評価を示すこととした。

1 本論文は、国際組織犯罪対策における刑事規制について、特に処罰の早期化と犯罪収益規制に焦点をあてて検討を行い、その現状と課題を浮き彫りにするものである。加えて、イギリスとの比較法的検討の成果を通じて、刑法学的観点から日本法の状況を論評し、今後のあるべき法の運用、立法および議論の指向性について重要な示唆をもたらす労作である。

著者の問題意識は、端的にいえば、国際組織犯罪対策における刑事規制をめぐる国際的な動向に日本が対応していく上での基礎研究の必要性という点にある。序章で指摘されているように、国際組織犯罪対策における刑事規制の場

面においては、伝統的な法益の保護を究極的な目的としつも、これまでの日本では類例のない形での刑罰法規の整備が求められる状況がみられる。これまでもそのような法整備のたびに、刑法学の見地から、刑法の原理・原則との抵触等を問題とする批判がなされてきたが、他方で、どのような形の法整備であれば理論的に正当化することができ、また、国際組織犯罪対策としても機能させうるのか、両者をすり合わせて具体的な立法提案を行うための視座を提供する基礎研究は少なかった。なかでも、本論文が特に焦点をあてて検討した処罰の早期化と犯罪収益規制は、国際組織犯罪対策における刑事規制にとってかねてより重要なテーマであつただけなく、著者が博士課程に入学した二〇一六年以降、組織的犯罪処罰法二〇一七年改正をはじめ議論状況が大きく動いた領域である。それにもかかわらず、刑法学の観点からこれらの領域について詳細に論じたものは必ずしも多くなく、ましてやそれを国際組織犯罪対策における刑事規制という枠組みにおいて整理し、論じようとする先行業績はほぼ皆無であった。調査の手がかりとなるような文献が多くない中、関連資料を丹念に涉獵して、上記枠組みにおいて本論文にまとめた著者の努力 자체が、まず高く評価されるべきである。

加えて、イギリスを比較法的検討の対象とした点においても本論文は貴重な研究ということができる。日本の刑法学においては、これまで比較法の対象国はドイツに偏つており、英米法圏の研究は手薄であつた。さらに、英米法圏の中でも、アメリカを対象とした研究と比較して、イギリスを対象とした研究は限られていた。このような状況において、イギリスにおける処罰の早期化および犯罪収益規制に関する議論状況を詳細に紹介した本論文には高い資料的価値が認められる。それにとどまらず、その成果から国際組織犯罪対策における刑事規制をめぐる日本法の状況を論評し、今後のあるべき法の運用、立法および議論の方向性についての提言を行つていている点もまた、特筆すべきであるといえよう。

本論文が序章において指摘するように、国際的な組織犯罪対策を国内法に受容する場面では、従来の刑法の原理・原則との整合性が問題となることがある。このような状況に直面したときに、国内刑法理論においてこれまで通用してきた原理・原則を盲目的に墨守するのではなく、国際社会の構成員として責任ある対応をすべきだとすれば、これまで自明のものとしてとらえられてきた原理・原則を一度相対化し、その内容および射程を再吟味する必要が出てくる。このような場面では、必ずしも刑法の原理・原則を日本と共有せず、むしろ、異なる原理・原則に立脚した刑法との比較法的検討が重要な視座を提供することがある。本論文が第一部を通じて明らかにするように、イギリス刑法はその原理・原則に關わる考え方において日本と異なっている。また、イギリスには一三世紀末のエドワード一世の布告 (Ordinance of Conspirators) にまで遡るといわれる共謀罪の長い伝統があること、そして同罪によつて幅広い罪種についての合意が処罰対象とされてきたことなどの点でも日本との違いが際立つており、かかる觀点からも、イギリスとの比較法的検討を行つた本論文は、日本の刑法学の発展に貢献するものということができる。

2 続いて、本論文の学問的価値について際立つた部分をいくつか取り上げ、より具体的にコメントしたい。

(1) まず、第一部第二章「イギリスにおける制定法上の共謀罪の検討」は、これまでまとまつた紹介がほとんどなされていなかつたイギリスの共謀罪について、その沿革から近時の議論状況に至るまで過不足なく紹介したものであり、資料的価値が高い。その内容は、イギリスの共謀罪に関する新たな比較法的な情報をもたらすという意味で有意義なだけでなく、日本のテロ等準備罪の解釈論にとつても

役立つ貴重な知見を提供するものである。その例として、合意後の離脱の問題と合意の対象となつた犯罪が実際に遂行された場合の処理の問題を挙げることができる。イギリスにおける共謀罪では、一部の者が合意の成立後に意を翻して合意から離脱したとしても同罪の成否には影響しない。また、合意後に実際に犯罪が遂行された場合でも、共謀罪は遂行された犯罪に吸収されるのではなく、別個に成立が認められる。著者によれば、これらの処理の背後には、複数人による犯罪実行の合意それ自体の有する固有の危険を処罰根拠とする独立犯罪として共謀罪をとらえる理解がある。これとは対照的に、日本のテロ等準備罪では、計画後・実行の着手前に自首した場合について刑の必要的減免が定められており、計画された犯罪が遂行された場合には、テロ等準備罪はこれに吸収されると解されている。以上のことから、同罪は、イギリスの共謀罪とは異なる罪質の犯罪なのではないかという推測が成り立つ。実際、著者は、第一部第五章において、そのような主張を提示している。

テロ等準備罪の立法過程では、国際組織犯罪防止条約の批准の必要性ばかりが強調され、同罪の処罰根拠、罪質および要件解釈をめぐる実質的な議論が十分にはなされなかつた。本章の研究は、テロ等準備罪の解釈論に有益な資料を

(2) 次に、第一部第三章「イギリスにおけるコモン・ロー上の共謀罪の検討」では、特に詐欺の共謀罪との関係でコモン・ロー上の共謀罪が有している意義が明らかにされており、イギリスにおける共謀罪の全体像を明らかにすることに成功している。また、コモン・ロー上の共謀罪を素材としつつ、コモン・ロー上の犯罪と制定法上の犯罪の関係性について具体的に紹介がなされている点において、

提供するものとして、今後、幾度も参照されるものといえよう。

なお、著者は、本章の基礎となつた「イギリスにおける制定法上の共謀罪の検討」法学政治学論究一四号(二〇一七年)九五〇一二八頁を元に、日本刑法学会第九七回大会(二〇一九年五月)におけるワークショップ「組織犯罪処罰法改正」での話題提供を依頼され、「イギリスにおける共謀罪(conspiracy)」と題した話題提供を行つたことについても付言しておきたい。そこでは、他の話題提供者による刑事立法評価枠組の定立を目指す議論と、イギリスにおける共謀罪立法に関する著者の知見とが有機的に連携する様があらわれており、ここにおいて既に、著者のイギリス刑法に関する研究が日本の刑法学に有する意義の一端が見出される。

共謀罪に限られず、ひろくイギリス刑法一般について、そのあり方を克明に描き出しており、この点において、イギリス刑法に関する重要な先行業績としての価値を高めている。

(3) 第三に、第一部第四章「いわゆる『外国人テロ戦闘員（FTF）』問題の刑事規制の検討」は、国連安保理決議によつて犯罪化が義務づけられているFTF問題に係る各行為類型を現行の日本刑法でどのように捕捉可能かについて詳細に検討したものとして、実務に対して有益な知見を提供する貴重な業績である。とりわけ、テロ等準備罪の新設により、テロ行為およびその準備、ならびにテロの訓練の提供および提供を受けることを目的とした外国への渡航が捕捉可能になつたのではないかという指摘は、同罪の適用によつてはじめて対処可能と思われる国際組織犯罪的事象を具体的に明らかにしたものとして、重要である。日本では、この種の事例に私戦予備罪をもつて対処した例もないではないが、議論や裁判例の蓄積はなく、解釈論的な議論が深まつていなかつた。そのため、本章が今後の実務に与える影響は大きいであろう。なお、著者は、二〇一七年四月以来、外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室テロ対策専門員として、国際組織犯罪対策およびテロ

対策の調査・研究に従事している。本章は、そこで得られた知見を充分に生かしたものといえよう。

(4) 最後に、第二部第三章「イギリスにおける刑事没収と共謀罪の関係についての検討」では、イギリスの刑事没収における独特の犯罪収益の推定規定が詳細に紹介されている。英米の刑事没収および民事没収制度を包括的に紹介した先行業績はあるが、包括的であるがゆえに総花的であり、個別の制度や概念に関する紹介は不十分であった。これに対し、本章は、犯罪収益の推定規定に焦点を絞り、主にその実体的要件を紹介した貴重な業績である。犯人の手元にある財産が違法行為から得られたものであるかについて厳格な証明をすることには困難があるため、犯罪収益の立証を緩和するための推定規定を置く国が少くない。推定規定のあり方は様々であるが、その一つの例を紹介した点で、今後の日本の立法の参考になる。

また、上記の推定規定の理論的正当化のため、イギリスでは、犯罪収益の没収は刑罰ではなく、財産関係を犯罪前の状態に戻す措置だという理解が採られていることも明らかにされている。このような理解が英米で採られていることと、またドイツでも同様の理解が採られていることは先行業績によつて明らかにされているため、情報としての目新

しさはないが、このことを改めて指摘した点には意義がないわけではない。日本では、いまだに、没収は刑罰か処分かという二元論的な問いの立て方で議論をする傾向がある。今後の日本における議論を一步前に進めるためにも、上記の情報が繰り返し紹介することは重要であるように思われる。

3 以上のように、本論文は学問的価値の高い労作ではあるが、若干の問題点がないわけではない。

まず、第一部においては、イギリスにおける未完成犯罪の各類型について紹介がなされているところ、近時重要な意義を有していると著者も指摘する二〇〇七年重大犯罪法の規定する帮助および獎励の罪に関する紹介が、他の類型に比してやや手薄である感が否めない。同罪が比較的近時に新設されたものであり、ケースや学説の蓄積が少ないことから、同罪に関する記述が少ないと理解しえないでもないが、それでもなお、他の類型に関する紹介が詳細であることもあり、物足りなさが残る。今後、本論文を書籍化するのであれば、この点を補完することが期待される。また、イギリスにおける共謀罪の適用の実態、特に合意の認定がどのようになされているかについての記述がより手厚くなされれば、より参照価値は高まるであろう。

また、第二部では犯罪収益規制の基礎をなす「犯罪収益」概念の検討が詳細になされているが、それと密接に連するマネー・ローンダリング罪の検討が手薄である点が惜しまれる。犯罪収益のはく奪を妨害する行為であるマネー・ローンダリングの刑事規制は、犯罪収益のはく奪制度と表裏の関係にあるため、今後、著者が本論文で得られた成果を踏まえて、イギリスにおけるマネー・ローンダリング対策について本格的な研究を公にすることを期待したい。なお、著者は、先般、各国のマネー・ローンダリング対策等に係る法制等の審査を行う政府間会合である金融活動業部会 (Financial Action Task Force (FATF)) の審査員に登録され、現在、実際にその業務に従事している。そのため、欲を言えば、長期的には、その実務経験を活かし、イギリスだけでなく、マネー・ローンダリング対策に関する横断的な比較法研究を遂行し、この分野における第一人者として学界をリードすることを期待したい。

最後に、本論文の構成にかかわることであるが、第一部第一章から第三章までの章の並び順が立法の時系列とは一致しておらず、読者にとってやや不親切な感がある。本論文三四頁では、コモン・ロー上の共謀罪 (一九七七年に原則廃止、一部残存)、コモン・ロー上の独立教唆罪 (二〇

○八年廃止)、制定法上の共謀罪(一九七七年制定)、制定法上の帮助・獎励の罪(二〇〇七年制定)の関係が図によつてわかりやすく整理されているが、この図を第一章の中に置くことが妥当であつたかについては疑問も残る。本研究を書籍化する場合には、第一部の冒頭に、未遂罪を含めたイギリスにおける未完成犯罪の全体を俯瞰する章を置くことを検討すべきだと思われる。

以上のような問題はあるものの、むろん、これらは本論文の学問的価値を些かなりとも減殺するものではなく、むしろ著者にとっての今後の課題とされるべきものである。

四 以上のように、本論文は、イギリスとの比較法を通じて国際組織犯罪対策における刑事規制について論じた貴重な研究であり、日本における刑法学の水準を高める学問的価値の高い業績である。このことから、審査員一同は、橋本広大君に博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与することが適当であるとの一致した結論に至つたものである。

令和二(二〇二〇)年九月二五日

主査

慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員博士(法学)  
佐藤 拓磨

副査

慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員博士(法学)  
亀井源太郎  
慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員・法学博士(Dr. J.H.)  
フリッツ・オステン